

## 第Ⅰ部 総論

### 第1節 学校防災体制の整備

まず、平常時の学校防災体制の確立を！

災害時に児童生徒や教職員の生命の安全を守るためには、平常時からの準備が重要です。学校の防災体制についても同様です。地震・風水害・大規模事故などの非常変災時に、学校職員だけでなく児童生徒も含めて適切に行動できるようにするためには、平常時から防災体制や防災教育、施設管理について万全の組織と計画を作っておくことが重要です。

#### 1 学校防災委員会（仮称）の設置・・・平常時設置

《おもな役割》

- 学校防災に関する計画の策定
- 防災教育、防災訓練の企画・実施
- 教職員の防災研修の企画・実施
- 日常的な施設、設備の点検
- 区役所、教育委員会、避難所運営委員会等との連絡調整や日常連携の窓口

《構成》（例）

- 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・安全主任・事務職員・養護教諭・技能員等で構成

《活動》

- 役割の達成のため、平常時に活動

千葉市立〇〇小学校防災委員会（仮称）

委員長（校長）

業務	業務の内容	担当者
総務	校内防災体制の見直し、区役所や教育委員会への連絡方法の確認、保護者や地域への連絡方法の確認、各担当業務の調整	
安全管理	消火器等の防災施設設備・その他校内施設設備の日常点検、通学路の安全点検	
防災教育	防災教育の年間指導計画立案、防災訓練の企画・実施	
救急救護	応急手当や防災用具使用法についての職員研修の企画・実施、子どもや教職員の心のケア対策	

#### ★★重要ポイント

※委員会の名称は各学校の既存の防災計画や消防計画等に合わせて変更可能です。

※各学校の教職員構成や実態に応じて組織してください。

※各学校の自衛消防組織や既存の校内委員会（企画委員会や学校安全委員会）等と関連付けて設置してください。

※重要なことは、業務内容に示したことが各学校の実態に合わせ、日常的に進められることです。

※各学校の防災担当だけに任せずに、管理職をはじめ、各担当で組織することが重要です。

#### 2 学校防災計画の作成

○本マニュアルをもとに、学校や地域の実情に即した学校防災計画を年度当初に作成する。

○学校防災計画に基づいた訓練を繰り返し、課題を明確にするとともに、改善を図る。

第I部 総論

3 学校防災対策本部（仮称）の設置  
 ……非常変災時に設置

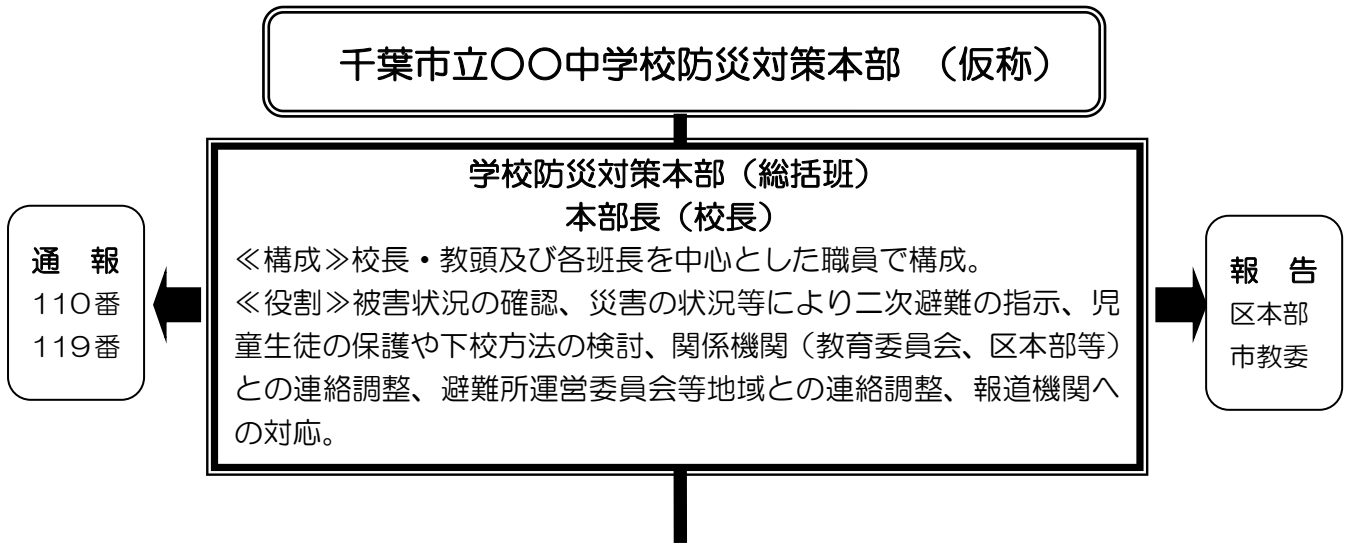
非常時は全ての教職員による組織体制で！

＜おもな役割＞

- 校内における児童生徒、教職員の安全確保のために必要な措置を講ずる。
- 保護者に適切な連絡をとる。
- 市教委等の関係機関や区災害対策本部等との連絡をとる。
- 学校が避難所になった場合、適切な支援を行う。

＜構成＞

- 全教職員で構成する。○学年配当や校務分掌等を考慮し、全教職員を班編成する。
- 勤務時間外の教職員配備体制を確立する。



<b>避難誘導・安否確認班</b>	○地震災害では、揺れがおさまった直後に活動を開始し、児童生徒の安全確保、安否確認、負傷者の有無及びその規模の推定を行うとともに、避難の必要性を判断し、第一次避難場所へ避難誘導する。 ○避難後、児童生徒の安否を確認し、総括班に報告する。 ○安全確認した児童生徒は名簿等によりチェックする。 ○児童生徒の保護者への引き渡しを安全確実に実施する。 ○休日・時間外等の場合は、教育活動の再開に向け、児童生徒・教職員の家族の被災状況や安否を確認する。	班長 班員
<b>保護者連絡班</b>	○災害時における児童生徒の下校に関する学校の措置について、保護者に連絡する。	班長 班員
<b>消火・安全点検班</b>	○災害により火災が発生した場合は初期消火を試みる。 ○校内の被害状況の点検と安全確認、ライフライン等の確認を行う。 ○地震災害等の場合は、校内や学校近隣、通学路の安全点検を行う。 ○二次災害等の防止に向け必要な措置を講ずる。	班長 班員
<b>救出・救急医療班</b>	○建物被害や又は備品等の転倒に巻き込まれた者の救出にあたる。 ○避難誘導・安否確認班と連携をとり、負傷した児童生徒・教職員や校内に運び込まれた負傷者の保護に努める。 ○必要に応じて医療機関等と連絡をとる。	班長 班員
<b>避難所支援班</b>	○学校が避難所になった場合、避難所として円滑に運営されるよう、避難所担当職員や避難所運営委員会と協力しながら支援にあたる。	班長 班員

## 第I部 総論

### ★★学校防災体制整備についてのQ&A

□Q 私の学校では、防火管理体制として、全職員で構成する常設の「防火対策委員会」があり、緊急時には緊急委員会を設置して災害対策にあたることとなっています。このマニュアルの「学校防災委員会」や「学校災害対策本部」との関係はどうなりますか？

■A 緊急時の「防火対策委員会」がこのマニュアルの「学校災害対策本部」にあたります。それぞれの班構成と業務内容を照合し、「総括班」と「避難所支援班」をはじめ、不足している業務の班の設置を検討してください。常設の「防火委員会」がこのマニュアルの「学校防災委員会」にあたりますが、役割分担は各種計画の見直しや企画に即しており、人数を絞った形の方が運営しやすいと思います。

□Q 小規模校なので、「総括班」など6つも班を作れないのですが？

■A 災害発生時の職員の動きを想定し、班を統合することも可能です。例えば、「避難誘導・安否確認班」は、児童生徒の避難誘導、安否確認の後、保護者への連絡業務につくことが可能だと思われるので、「保護者連絡班」とは統合可能です。他にも統合可能な班があると思います。学校の実態に合わせてご検討ください。

□Q 「避難所支援班」を各学校におくのは、どんな理由からですか。

■A 千葉市の地域防災計画では、教職員の避難所対応として、児童生徒の在籍の有無にかかわらず、学校が避難所として開設される場合に備え、初動においては、あらかじめ、各学校に初動体制に対応する教職員を決めておき対応を図ると定められています。また、教職員は、避難所の運営が軌道に乗るまでの期間においては、児童生徒に関する業務、本務に支障のない範囲内で避難所の運営業務等を行うとされています。学校が避難所となった場合、避難所運営にあたる市の職員が到着するまでの間や避難所運営が軌道に乗るまでの期間、学校職員の一部が避難所運営の支援をすることが必要であるからです。

□Q 災害時ではない平常時に「学校防災委員会」を設置するのはなぜですか。

■A 学校防災体制は日頃からの準備や見直しが必要だからです。災害に備えて、防災計画や防災訓練の実施、救急・救護、施設設備の点検整備などが必要ですが、それらにかかわる教職員が情報交換や協議をしながら、防災体制の整備充実を進めることが大切です。防災担当や安全主任に任せきりにせず、かかわる教職員の協力で、各学校の防災計画を見直しましょう。

□Q 避難所運営委員会とはどんなものですか？

■A 市の地域防災計画に基づき、避難所の開設や運営は、避難所に派遣される市の職員と避難所に指定されている施設等の管理者や職員によって進められてきました。

しかしながら、東日本大震災のように大規模な災害時には、避難所派遣職員の到着の遅れや、到着できないといった事態も予想されます。また、夜間等に災害発生した場合は、学校等の避難所に指定されている施設の職員も不在であるため、避難所の開設や運営に大きな支障が出るのが予想されます。避難所の開設や運営には、避難者となる地域住民等による自らの活動がこれまで以上に重要となります。

そこで、避難所ごとに、事前に地域の「町内・自治会」、「自主防災会」等が、避難所担当職員や施設管理者等と話し合い、避難所の開設や運営がより円滑に進むよう必要事項を協議しておくことが必要です。この協議組織が「避難所運営委員会」です。

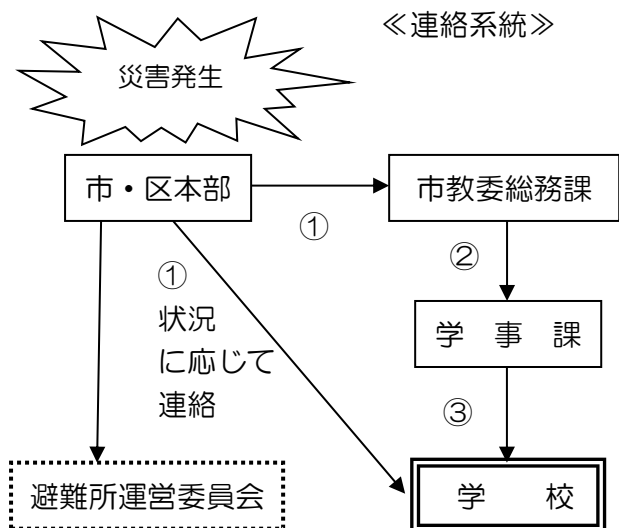
学校としては、施設の管理者として、また、災害後の教育活動の早期再開に向けて、「避難所運営委員会」の設立に向け、積極的に取り組むことが求められます。地域の関係団体役員等との日常的な連携強化が重要です。

### 1 学校や教職員への情報伝達体制

東日本大震災では、電話やメールなどの情報網が混乱し、市や区の災害対策本部や教育委員会からの情報が適切に供給されず、各学校が孤立した状況となりました。このような情報等が学校に適切に供給されなければ、各学校におけるその後の対応や災害後の学校再開に向けた対応も円滑に進みません。ここでは、主に市・区災害対策本部や教育委員会から学校への情報伝達について整理しました。

#### (1) 避難所開設についての連絡系統

学校が避難所となる場合の基本的な情報伝達系統については、概ね次のようになります。



- ① 避難所開設については、市や区の災害対策本部から教育委員会に連絡があり、協議の上開設するのが基本です。(状況に応じて市や区の災害対策本部から直接学校に連絡があります。)ただし、夜間や突発的な災害の場合、施設管理責任者の判断で避難所開設の準備をすることができます。
- ② 総務課から学事課に連絡します。
- ③ 学事課から各学校に避難所開設の連絡をします。

※災害の状況や避難者の状況等により、市内の多くの避難所を一齐に開設する場合、この系統によらない場合があります。

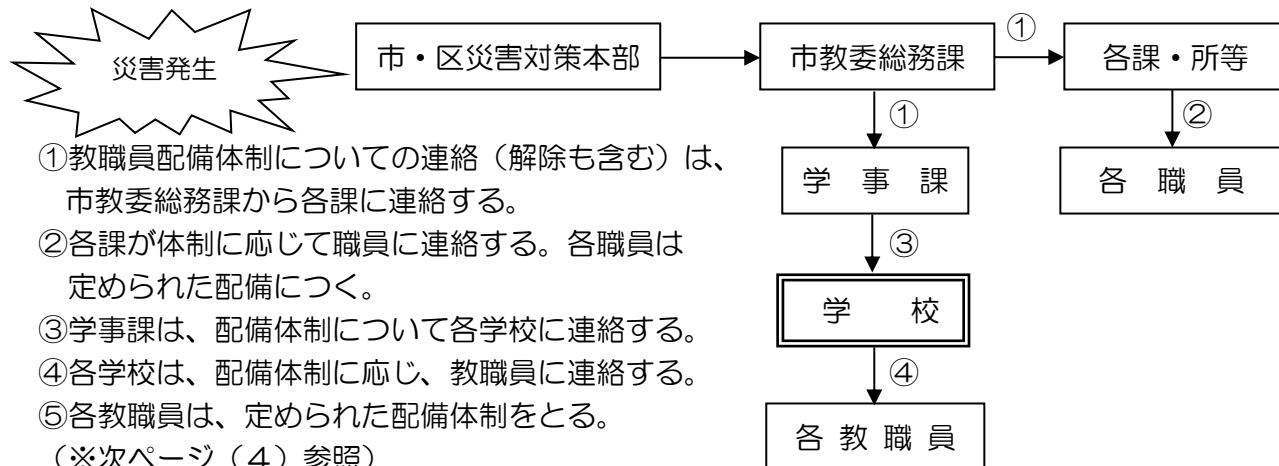
※避難所運営委員会が設置されているなど、校長等学校職員以外も避難所施設の鍵を管理している場合は、そちらにも連絡します。

※市域に震度6弱以上の地震が発生したときは自動避難所開設となります。(連絡はありません。)

#### (2) 教職員配備についての連絡系統

災害発生直後に、児童生徒の安否確認や施設設備の被害状況の確認、市や区の災害対策本部等との連絡体制を確実にするために、学校教職員の初動体制を整備します。(第I部 第3節参照) 学校には、市の災害対策本部の設置状況や職員配備体制について次のように情報が伝えられます。

「連絡系統」 ※非常時にはこの系統によらない場合もあります。



第I部 総論

(3) 学校への情報伝達手段

- 学校への連絡については、基本的に学事課から行うものとします。
- 休日・勤務時間外については、施設管理者である校長に連絡します。
- 学校への連絡については次表のような方法の内、利用可能な方法で行うこととします。見落とし等による連絡不徹底を防ぐため、なるべく文書やデータ等送信が記録に残る伝達手段を優先的に利用します。

※災害時等の市の災害対策本部設置や職員配備の状況はCHAINSで配信されています。台風の接近時や地震発生時などには、情報の見落としのないように注意してください。

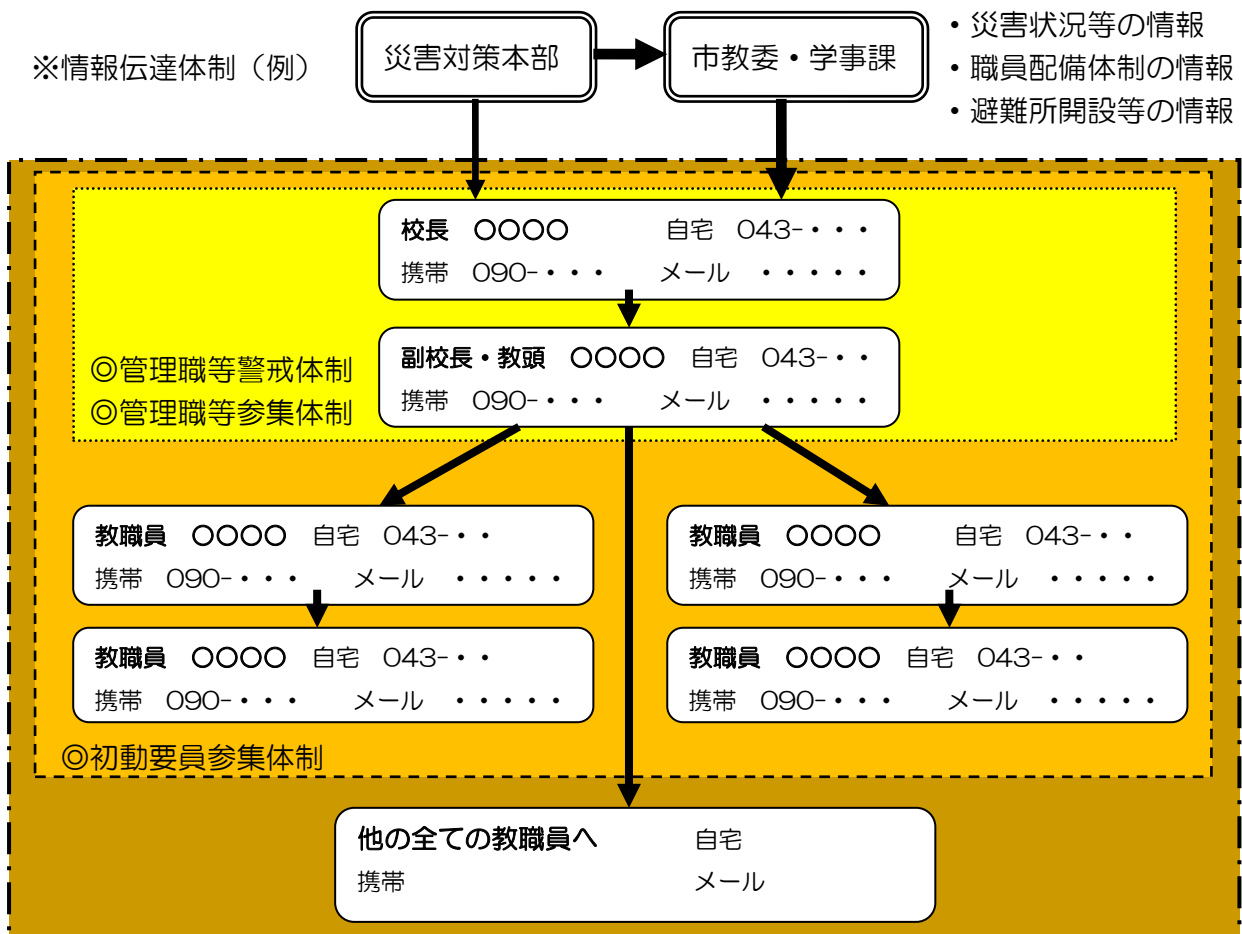
	市教委が停電でない時	市教委が停電の時
平日・勤務時間内	FAX（個別・一斉送信） CHAINS（個別・一斉送信） 校長連絡メール 固定電話（個別・校長会連絡網） 災害用固定電話型PHS	防災無線（個別通話・メール送信） 固定電話（個別・校長会連絡網） 災害用固定電話型PHS
休日・勤務時間外	固定電話（個別・校長会連絡網） 校長連絡メール 災害用固定電話型PHS	災害用固定電話型PHS

(4) 教職員への情報伝達体制

※情報伝達体制（例）

（情報の内容）

- 災害状況等の情報
- 職員配備体制の情報
- 避難所開設等の情報



★★重要ポイント

- 教職員連絡網は、上記を参考に配備体制に合わせて作ることが大切です。
- 固定電話、携帯電話、携帯メールなど複数の伝達手段で作成しておきます。

非常時や非常時が予想される場合、保護者への連絡が大変重要です。東日本大震災では、長時間の通信混乱が発生しました。学校では、災害の状況に応じて、複数の情報伝達手段の中から、利用可能でかつ有効な情報伝達手段を選び、できれば複数の手段により、全ての保護者に連絡することが重要です。

### ★利用可能な情報伝達手段と特徴

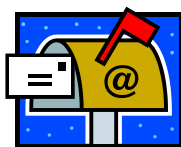
手段	利点	留意点
文書	○全家庭に情報が届く。 ○文字情報で確実性が高い。	△急激な状況変化に対応しにくい。
電話連絡網	○全家庭に情報が届く。 ○日本語が読めない保護者やメールをしない保護者には有効。	△留守家庭等が多く、情報が遅れたり、届かない場合もある。 △口頭伝達であり、間違いが起こることもある。 △災害時に電話不通があり得る。
携帯連絡メール等	○文字情報で確実性が高い。 ○短時間で登録者全員に情報が伝わる。 ○災害状況の変化に応じて、発信できる。	△登録は保護者の任意である。 △災害時には遅達や不達があり得る。 △毎年更新が必要。登録時等に通信料が発生する。 △送信エラー処理など学校での日常的な管理が必要となる。
ホームページ	○文字情報で確実性が高い。 ○災害状況の変化に応じて発信できる。 ○伝えたい情報を短時間で表示できる。 ○保護者主体で情報を得られる。 ○災害時等にも比較的安定して情報を提供できる。	△携帯対応のHPの作成が必要。 △停電時には更新や閲覧ができない。 △見られる環境の保護者に限定される。 △保護者が閲覧する際に、接続料が発生する。
災害用伝言ダイヤル171	○災害状況の変化に応じて発信できる。 ○災害時等に通信網が混乱しても比較的安定して情報を得られる。 ○保護者主体で情報を得られる。	△災害の程度では、設置されない場合がある。 △保護者への利用方法等の周知が必要。
町内会等の回覧板・掲示板	○地域の人も含めて情報伝達可能 学校再開情報等には有効。	△周知に時間がかかる。

### ★★重要ポイント

※不審者情報などの地域情報を保護者に伝達する手段として携帯連絡メールは、実績をあげています。しかしながら、携帯連絡メールだけに頼りすぎることは危険です。伝える情報の緊急度等によっていくつかの手段を組み合わせ、もれなく伝えることが重要です。

※近隣の保育所（園）・幼稚園・子どもルームにも情報提供を！

災害時の児童生徒の下校についてなど、情報の共有が重要です。普段から必要に応じて情報交換することが災害時の保護者の安心にもつながります。



## 携帯連絡メール

概要：緊急時や非常時に、学校から保護者等に必要な情報を電子メールにより一斉送信する。

内容：悪質な不審者情報、災害時の児童生徒の安全に関する情報、学校行事の開催予定等に関する情報等を送信。

備考：保護者等の登録は任意。年度更新が必要。登録や利用に際してパケット通信料が発生する。大規模災害等により通信混乱がおこった場合など遅延や不達があり得る。全家庭が登録していなければ、電話連絡や文書連絡との併用が必要。また、送信エラーの定期的な管理が必要。(CHAINS 全庁フォルダ 学事課内 「千葉市学校連絡メール配信事業実施要領」参照)

## 学校 HP を利用した情報発信



概要：学校ホームページに携帯電話に対応したページを作り、そこに緊急時の情報を文字で掲載する。あらかじめ保護者に QR コードを配布し、携帯電話への登録を依頼する。非常時に保護者が、学校 HP 上の携帯対応ページにアクセスし、必要な情報を得る。学校 HP は校長の許可で更新可能。

備考：学校 HP のトップページに緊急情報を載せることも可能であるが、写真等の情報量が多く、保護者の通信料が高額となる。また、不特定多数に非常時の情報を公開することとなりリスクが大きい。

## 災害用伝言ダイヤル 171

目的：大規模災害時の安否確認のための情報提供

概要：被災地以外の施設を利用し、固定電話から安否情報を録音・再生できる。

震度 6 以上であれば災害後 30 分程度で設置、5 強以下であれば、NTT の判断で設置。台風等の風水害でも設置実績がある。

方法：1 伝言 30 秒以内、48 時間保存 (自動消去)

料金：伝言登録・伝言再生時の通話料のみ発生

備考：保護者に事前に利用方法等や学校の電話番号を伝えておく必要がある。詳しくは、NTT のホームページ参照

《録音や再生の方法》

○学校が伝言を録音するとき (学校の固定電話から次の手順で)

171 → 1 → (市外局番・学校の固定電話の番号) → 録音 (30 秒以内)

※30 秒ですので、事前に録音内容を文章化し、確認の上、録音します。

○保護者が録音を聞く場合 (固定電話・公衆電話から次のような手順で)

171 → 2 → (市外局番・学校の固定電話の番号) → 再生



勤務時間外の配備体制は？

1 大地震発生時や津波警報等・東海地震に関する情報発表時における教職員配備体制

勤務時間外に災害等が発生した場合や東海地震に関する情報が発表された場合、児童生徒の安否確認や施設設備被害状況の確認等のため、災害時の初動体制を整備します。

基本的に市の災害本部による市職員の配備体制に合わせて整備します。

体制	種別	地域防災計画上の配備基準	教職員の配備体制	備考
情報収集体制	注意配備	1 市域に震度4の地震が発生したとき 2 その他の状況により、市長が必要と認めたとき		
災害警戒本部設置	警戒配備	1 市域に震度5弱の地震が発生したとき 2 気象庁が東京湾内湾に津波注意報を発表したとき	<b>管理職等警戒体制(※1)</b> ●連絡により上位の配備体制へ移行 ○管理職間の連絡体制確認 ○市教委や区本部との連絡体制の確認	(※1 警戒体制) 管理職間の連絡がとれ、連絡があれば職場参集できる体制
市・区災害対策本部設置	第1配備	1 市域に震度5強の地震が発生したとき 2 気象庁が東京湾内湾に津波警報を発表したとき 3 地震及び津波により局地災害が発生、又は津波により大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき 4 その他の状況により、市長が必要と認めたとき	<b>管理職等参集(※2) (自動参集)</b> ●災害の状況に応じて初動要員を招集 ●津波対象地域(※3)の学校では「津波警報」以上発表中は原則、参集せず待機。 ○管理職間の連絡体制確認 ○市教委や区本部との連絡体制の確認 ○初動要員への連絡体制の確認	(※2 管理職等) 校長・副校長・教頭 または、代わる者 (※3)美浜区全域・中央区・花見川区・稲毛区の沿岸地域
	第2配備	1 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき 2 気象庁が東京湾内湾に大津波警報を発表したとき 3 市域の広範囲にわたって地震又は津波により、災害が発生したとき又は、災害が発生する事態が切迫しているとき 4 その他の状況により、市長が必要と認めたとき	<b>初動要員参集(※4) (自動参集)</b> ●災害の状況に応じて職員を追加招集 ○管理職間の連絡体制確認 ○市教委や区本部との連絡体制の確認 ○初動要員への連絡体制の確認 ○全ての教職員への連絡体制の確認	(※4 初動要員) 管理職等含め、各校4~6名、市費職員の指定も可 <b>※避難所担当職員(直近要員)自動参集</b>

※各学校は、上の表に基づき、災害の程度に応じた時間外における教職員の参集体制を整備します。毎年度始めに「勤務時間外の災害における教職員配備体制整備報告書」により、報告します。

※各配備体制については、市教委等から校長等に連絡がなくても、基準となる情報（震度・津波に関する情報）を得た段階で職場参集をお願いします。各学校では、配備体制ごとに連絡網（電話・メール等）を整備し、メンバー間の連絡をお願いします。

※教職員は、災害発生時等には自ら積極的に災害情報等を得るように努めることが重要です。



## 第I部 総論

※教職員は、各自職員参集メールの登録をしてください。また、参集メールが配信された際には必ず回答（参集可能時間・安否）してください。

### 2 風水害時における教職員の配備体制

勤務時間外に風水害が発生した場合に備え、初動体制を整備します。地震による場合と違い、配備体制の発表はある程度予測できます。それぞれの配備体制に対応する職員は、気象情報等に留意が必要です。

	種別	地域防災計画上の配備基準	教職員の配備体制	備考
災害 警戒 本部 設置	初期 配備	市民局長が、災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるとき		
	注意 配備	市域に次の注意報が1以上発表され、市長が必要と認めるとき (1)大雨注意報 (2)高潮注意報 (3)洪水注意報		
	警戒 配備	市域に次の警報が1以上発表され、市長が必要と認めるとき (1)大雨警報 (2)暴風警報 (3)高潮警報 (4)洪水警報	<b>管理職等警戒体制(※1)</b> ●連絡により上位の配備体制へ移行 ○管理職間の連絡体制確認 ○市教委や区本部との連絡体制の確認	(※1 警戒体制) 管理職間の連絡がとれ、連絡があれば職場参集できる体制
災害 対策 本部 の 配備	第1 配備	1 市域（区域）に局地的災害が発生したとき 2 市域（区域）に局地的災害が予測される とき 3 その他状況により本部長（区本部長）が必要と認めるとき	<b>管理職等参集(※2)</b> ●災害の状況に応じて初動要員を召集 ○管理職間の連絡体制確認 ○市教委や区本部との連絡体制の確認 ○初動要員への連絡体制の確認	(※2 管理職等) 校長・教頭・副校長 または、代わる者
	第2 配備	1 複数区（地域）に災害が発生したとき 2 複数区（地域）に災害が予測される とき 3 その他状況により本部長（区本部長）が必要と認めるとき	<b>初動要員参集(※3)</b> ●災害の状況に応じて職員を追加召集 ○管理職間の連絡体制確認 ○市教委や区本部との連絡体制の確認 ○初動要員への連絡体制の確認 ○全ての教職員への連絡体制の確認	(※3 初動要員) 管理職等含め、各校4 ～6名、市職員の指定 も可
	第3 配備	1 全市（区）域に災害が拡大し、第2配備体制では対処できないとき 2 その他の状況により本部長（区本部長）が必要と認めるとき	<b>初動要員(※3) 参集</b> ●災害の状況に応じて職員を追加召集 ○管理職間の連絡体制確認 ○市教委や区本部との連絡体制の確認 ○初動要員への連絡体制の確認 ○全ての教職員への連絡体制の確認	

※風水害時の教職員配備体制については、勤務時間外では、市職員の配備体制や市域での災害発生状況について把握できにくい状況であるため、基本的に市教委等から校長への連絡により参集することとなります。

※各学校では、配備体制ごとに連絡網（電話・メール等）を整備し、メンバー間の連絡をお願いします。

※教職員は、災害発生時等には自ら積極的に災害情報等を得るように努めることが重要です。

防災体制の確立には、保護者の協力が不可欠です。PTA や保護者会でも課題として協議を進め、協力していただけるようにすることが大切です。

(情報提供の依頼)

■災害時に地域の被害状況や通学路の状況等について、学校への情報提供を依頼する。

(登下校中の安全についての協力依頼)

①通学路の安全点検について、家庭でも児童生徒と話し合う。

■児童生徒の通学路や通学経路の危険箇所の確認

■通学路や通学経路周辺の避難所や避難場所の確認

■急傾斜地、河川、水路、池、港湾等の危険箇所の確認

②登下校中に災害が発生した場合の対応について、家庭でも児童生徒と話し合う。

■登下校中地震などが発生した場合、学校に行くか、自宅に帰るかを判断する基準を示す。

(〇〇公園まで・・・等、低学年児童ほど具体的な目印を示すことが大切です。)

■登下校の途中に、公共施設(避難所・津波避難ビル)がある場合は、そこに逃げることを確認する。

(情報の伝達についての依頼)

■携帯連絡メールへの登録

災害等の非常時や緊急時に学校から保護者へ必要な情報を素早く伝達するために、千葉市学校連絡メール(携帯連絡メール)事業を進めています。なるべく多くの保護者の登録を依頼します。

(年度更新や費用負担、送信内容などについて十分な保護者周知が必要です。詳しくは「千葉市学校連絡メール配信事業実施要領」を参照のこと。)

■保護者間の連絡への協力

電話連絡網や携帯連絡メールもありますが、大規模災害時には使えない場合や不測の遅配の可能性もあります。学校で児童を保護し、引き渡し下校しているなどという情報などを得たら、他の保護者にも教えていただき、一緒に学校に迎えに来るなどの協力をお願いしておきます。

(訓練・防災教育への参加依頼)

■地域で開かれる防災講演会や防災イベント、防災訓練等への参加を促しましょう。東日本大震災でも、地域で開催され防災訓練での経験が生き、被害を免れた例があります。

■非常時にどう備えるか家庭でも十分相談するようお願いしましょう。(非常時の家族の参集場所、市の地域防災計画では、各家庭、3日分の備蓄をお願いしています。)

■児童生徒の確実な引き渡しのため、引き渡しカードの作成をお願いしましょう。

■保護者が帰宅困難となる場合もあります。その場合は、長時間、児童生徒を保護することとなります。双方の了解のもと、保護者にかわって児童生徒を引き取ってもらえる友人・知人を探してもらおうよう依頼しましょう。

